

1. 問題認識 ~ 今何故ホームレスなのか ~

日本経済は、ようやく長い闇の中から抜け出そうとしている。しかし、雇用をとりまく環境は依然厳しく、主要都市ではブルーテントが取り残されたまま問題がますます深刻化している。ホームレスの数は、平成 15 年現在で全国に 2 万 5 千人が確認されているが、事態を放置してきたため、公園の適正利用が妨げられるなど市民生活に影響が出る一方、ホームレス生活者たちは劣悪な生活を余儀なくされてきた。

そもそもホームレス問題は、バブル崩壊を招いた経済政策の谷間に生じた事象であり、セーフティーネットが欠落していたことに起因している。その意味では、起こるべくして起こった政治問題であり、問題解決の財源に国費を充当するなど国は責任をもった対応をすべきである。

また大阪市は、実効のある支援策を早急に立案する必要がある。現在大阪市には、全国最多の 6,603 人のホームレス生活者が確認されており、大川河川敷や中之島、大阪城など市民の憩いの場である公共施設がブルーテントによって占拠された状態にある。大阪市は「国際集客都市」を宣言して国内外にシティ・プロモーションを展開しているが、この問題に対する積極的な取り組みがなされない限り、その政策は矛盾しているかに感じられる。

一方、ホームレス生活者に対しては誤った認識が持たれている。一部にはアルコール依存、勤労意欲や社会適応性の欠如といった問題を持つ人もいるが、廃品回収など何らかの仕事に従事しながら社会復帰を目指すホームレス生活者の多くは「普通の人」である。これらの人たちが全て同じ視点でとらえられ、大阪市だけでも毎年、餓死や病死、自殺などで年間 300 人近くが死亡している。公共施設の占拠を見過ごし、劣悪な環境下での生活をそのまま放置することは人権問題であり、社会全体で問題の解決に早急に取り組むべきである。

本委員会は、以上のような認識に立ち、ホームレスの人たちにインタビューを重ねるなどして人道的な立場から「ホームレス問題」に取り組んできた。「ホームレスの自立」と「ブルーテントの全廃」を目指して、我われは以下のように提言する。

2. ホームレスの実態

～ ホームレスはどんな人たちなのか ～

ホームレスの平均年齢は 55.9 歳。6 割以上が何らかの仕事をして収入を得ている。直前の状態は 4 割が常勤・従業員（正社員）。就労して自立したいと考えている人が約 6 割。ホームレスの多くは「普通の人」である。

人口と生活状態

・人口

平成 15 年 3 月現在、全国のホームレス数は 25,296 人。このうち大阪市が 6,603 人で、日本のホームレスの四分の一以上が大阪に集まっている。

	全国（人）	東京都（人）	大阪府（人）	大阪市（人）
平成 11.10	20,451	5,912	8,949	8,660
平成 13.9	24,090	5,712	9,462	(8,660)
平成 15.3	25,296	6,361	7,757	6,603

・年齢

平均年齢は 55.9 歳で、多くが 50 歳以上の中高年齢者である。

55-59 歳	23.4%
50-54 歳	22.0%
60-64 歳	20.3%

・生活場所

生活場所は「公園」48.9%、次いで「河川敷」17.5%が多い。

公園	48.9%
河川敷	17.5%

・収入（平均的な収入月額）

「1 万円以上 3 万円未満」に次いで「3 万円以上 5 万円未満」が多い。

1 万円以上 3 万円未満	35.2%
3 万円以上 5 万円未満	18.9%

・直前の職業

直前の職業は「建設関係」が最も多い。次が「製造関係」。

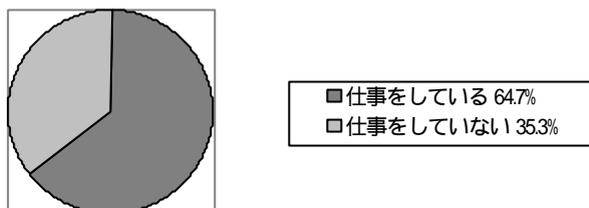
建設関係	55.2%
製造業関係	10.5%

・路上生活にいたった経緯

仕事が減った..... 35.6%
倒産・失業..... 32.9%

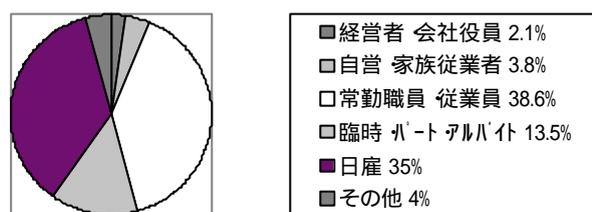
・仕事

64.7%の人が何らかの収入のある仕事をしている。



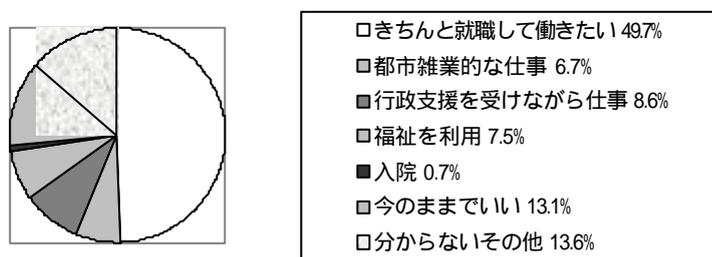
・直前の状況

直前の雇用形態は「経営者・会社役員」2.1%、「自営・家族従業者」3.8%、常勤職員・従業員（正社員）38.6%、「臨時・パート・アルバイト」13.5%、「日雇」35%である。



・今後に望むこと

「きちんと就職して働きたい」「都市雑業的な仕事（アルミ缶回収等）」「行政から支援を受けながらの軽い仕事」を合計すると65%。「このままで良い」は13.1%にすぎない。



(H15 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」より)

ホームレスの声

元ホームレスで、ピアワーカー（peer worker、同等の立場で情報を交換し支えあう人）としてホームレスの人たちの調査・相談にあっている A さんと、ピアワーカーを経て職を得た B さんに、ホームレスの生活状態、就労意欲、自立に必要な要件などについてインタビューを行った。

A さん 57 歳

奈良県出身。元会社役員。既婚、子供2人。ギャンブルと酒が原因で家を追い出されホームレスに。ホームレス生活6年の後、ピアワーカーの職を得る。これまでに延べ約2000人の路上生活者の調査を行っている。

- ・ ホームレスの人たちはどんな生活を望んでいるのか
 - 「住むところがほしい。」
 - 「6割以上の人が『働きたい』『立ち直りたい』と思っている。」
 - 『テント暮らしのままで良い』という人もいるが、1割いるかどうか...。」
- ・ 自立のためには何が必要か
 - 「まず住所、そして電話。連絡先がないと、求人票を出したり年金を受け取るための銀行口座を開くことすらできない。」
 - 「何の手続きをするにも、役所で住所や電話を書かされる。これがないと白い目で見られるので、みな役所には行きたがらない。」
- ・ どんな人が多いのか
 - 「本当にさまざま。高度な知的専門職に就いていた人もいる。」
- ・ その他
 - 「ホームレスは精神的に追いつめられている人が多い。これまで会った人の中にも、何十人もが孤独が原因で自殺している。」
 - 「ほんの小さなことで救える人が多い。自分はホームレスだったので境遇や辛さがよく分かる。そういった人間が話を聞いてあげるだけで精神的に楽になるらしく、一人の人と何時間も話をすることもある。」
 - 「年金を受け取れるのに、制度を知らない人が多い。」

Bさん 60歳

四国出身。スーパー等の店頭で菓子製造販売の仕事をしていたが失敗。大阪で就職して社員寮に住んでいたが、仕事が合わず退職。同時に公園住まいに。ホームレス暦1年半の時点でピアワーカーになった。その収入を元に、現在はワンルームマンションに住み、福祉施設でのリネン類洗濯の仕事をしている。雇用ではなく請負（本人には時間的制限が少なく雇用主には社会保険等の負担がかからない）という形態で、個人事業主として働いている。

- ・ ホームレスの人たちはどんな生活を望んでいるのか
「仕事をしたがっている。昔は建設労働の仕事があったが、最近は少ない。」
「家に住みたい。ホームレス同士で『家に住みたいなあ』と話していた。」
- ・ 自立のためには何が必要か
「仕事。」
- ・ どんな人たちが多いのか
「ギャンブル（主にパチンコ）や酒の好きな人が多い。頭ではやめなくてはと思っ
ていてもなかなか辞められない。」
- ・ どんな日常生活を送っていたか
「私自身は、寝る時間がないくらい忙しかった。朝起きるとまず公園を掃除する。
それから缶拾いに出かける。夜はコンビニの裏に並んでいないと残飯があたらない。
昼間歩いていて、あまりの眠さにそのまま倒れて寝てしまったことが何度か
あった。」
「公園を掃除したのは、住ませてもらっていたから。おかげで町内会長さんに顔を
覚えられ、いろいろと分けてもらったりした。」
「食料をもらうと、ホームレス仲間と分け合って食べた。」
- ・ その他
「もう二度とホームレスには戻りたくない。パチンコもする気が起こらない。今も
ときどき昔の仲間のところにおみやげを持って訪ね、『ギャンブルはやめろ』と話
している。」

3 . ホームレス問題の経緯

～ ホームレス問題はいつ始まったのか～

ホームレス問題は、平成 6 年 2 月に新宿地下のホームレス強制排除事件がマスコミに報道されたのをきっかけに社会に広く認知され始めた。平成 11 年に関係自治体と国との間で「ホームレス問題に対する当面の対応策」がまとめられたのが行政としての初めての取り組み。平成 14 年に「ホームレス自立支援法」が成立したが、問題解決の見通しは立っていない。

ホームレス問題は、平成 6 年 2 月 17 日に東京新宿西口地下 4 号街路のホームレス強制排除事件がマスコミに報道されたのをきっかけに、社会に広く認知され始めた。ホームレスとは法律上「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」(自立支援法第二条)と定義されているが、一般的に大阪では「野宿生活者」と称し、東京では「路上生活者」と称している。

行政としての最初の取り組みは平成 11 年で、この年 2 月に初めて関係省庁と東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、東京都新宿区などの地方公共団体との間で「ホームレス問題連絡会議」が設置された。連絡会議は同年 5 月に『ホームレス問題に対する当面の対応策』を取りまとめ、具体的な政策として、相談及び自立支援体制の確立、雇用の安定、保健医療の充実、住まいなどの確立、地域環境の整備の 5 項目を挙げた。これに基づき、関係地方自治体で「自立支援センター」や「緊急一時避難所」などの制度が創設された。

やがて地方自治体からの強い要望を受け、平成 14 年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」いわゆるホームレス自立支援法が成立した。また翌年 1 月から 2 月にかけて同支援法に基づいた全国実態調査が行われ、その実態を踏まえて 7 月に『ホームレスの自立支援等に関する基本方針』が策定された。『基本方針』は都道府県や市町村に、同方針に則した計画を策定・実施することを求めている。

こうして国と地方の取り組みが始められたが、10 年間の時限立法である支援法には、自立支援センターと生活保護の適用以外の支援策は講じられておらず、肝心の財政上の措置については国の努力義務にとどまっているなど、問題の解決を見通すには立っていない。

4 . 問題解決の事例

～他都市の取り組み～

名古屋市、川崎市、横浜市などの取り組みは大阪市とほぼ同じ。しかし人口が少ないため対応も図りやすく、また拡散して起居しているため市民生活への影響も少ないものと考えられる。一方東京都では平成 16 年度から新しい取り組みが始まった。

ホームレス生活者は大阪市、東京都、名古屋市、川崎市、横浜市などの主要都市部に集中している。前出の『ホームレス問題に対する当面の対応策』が平成 11 年に取りまとめられて以来、これらの各都市で対策が実施されてきたが、平成 15 年のホームレス人口は全国で 25,296 人と過去最高で、全都道府県で確認されるという深刻な結果にいたっている。

東京都の取り組み（東京 23 区のホームレス人口は 5,927 人）

大阪市に次いでホームレス人口の多い東京都では、平成 16 年度から新しい取り組みが開始されている。

- 1) 東京 23 区では、平成 12 年 11 月より 23 区を 5 ブロックに分け、ブロック毎に緊急一時保護センター（定員計 700 人）支援センター（定員計 400 人）を開設。合計 10 箇所の施設（現在は 8 施設）で自立支援を開始した結果、ホームレスの数は平成 11 年をピークに減少した。しかしながら、一旦自立したホームレスの 70% が再ホームレス化しているのに加え、新規ホームレスの参入により毎年新たに 600～700 人が増加しているため、問題の全面解決にはつながらなかった。
- 2) 平成 14 年に支援法が立法化されたのを機会に、これまでの政策（都区共同の自立支援プログラム）の見直しが行われた。「増加を食い止めても解決にはいたっていない。このままで良いのか？」という認識の元に、福祉局ではより具体的な政策を検討したが、実行には住宅や就労の政策が必要であった。そこで都区の共同事業として平成 16 年度より 2000 室の低家賃住宅を確保するという「ホームレス地域生活移行支援事業」を開始した。この事業は、公園で説明会の後面接、NPO を通じて住宅を斡旋、入居後は巡回による生活指導を行い一定の労働を与える、といったステップで行われ、2 年間で主要 5 公園を対象に実施。その後は中小の公園も対象に 3～4 年間でホームレス数を半減させるというものである。「半減することで残りのホームレスに対してもより手厚いケアや生活保護が可能になる」と、また「成功例を作ることによってホームレス自身の自立への意欲を高められる」として、都では、こういったプロセスで問題の全面解決につなげたい考え。16 年度はアパート確保、就労支援、生活指導の人件費、検診などの事業費 5 億円を都と対象区で折半。他に別枠で組んだ予算 2.4 億を含み総額は 7～8 億円が確保されている。

各地の取り組み

その他の自治体の対応は「自立支援センター」、「一時避難所の設置」、「巡回相談」など大阪市とほぼ同様であるが、ホームレス人口が少なく、拡散して起居しているため、公園の適正利用を妨げるなど市民生活への影響も少ないものと考えられる。

1) 名古屋市（ホームレス人口 1,788 人）

平成 13 年 8 月に市長を本部長とする「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」を設置。平成 14 年度からは緊急一時宿泊施設「シェルター」及び自立支援事業「自立支援センター」を運営するほか巡回相談事業の拡充などを行い、一定の成果は出ているものの依然として深刻な状況にある。本年度は二ヶ所目の更生施設とシェルターの設置のほか、家庭訪問などをして生活支援を行うアフターフォロー事業を新たに開始する。

2) 川崎市（ホームレス人口 829 人）

平成 16 年 5 月 10 日に緊急一時宿泊所を開設。市外からの流入問題にも対応するために面接・登録のうえ川崎駅周辺で一年以上ホームレス生活を続けている人を入所させている。現段階での定員は 100 名で、今後 250 名まで増やす予定。また聞き取りのうえ食事の支給を行っている。今後、就労による自立を促すため自立支援センターを建設する予定。

3) 横浜市（ホームレス人口 470 人）

自立支援センター（定員 226 名）、緊急援護事業（面接のうえパン券等を支給）、巡回相談室（本年度より）、公園型シェルター（本年度より、定員 30 名程度の予定）などで総合的にホームレス対策を進めている。

海外の事例（韓国）

韓国では 97（平成 9）年末の IMF 勧告をきっかけに大規模なリストラが行われ、ホームレスが急激に増加した。98（平成 10）年初頭にはホームレス人口は 2 万人にのぼり、ソウル駅周辺だけでも 2 千人ものホームレスが寝泊りするようになった。しかし官・民一体となった取り組みの結果、2001（平成 13）年にはホームレスは全国で 500～600 人にまで減少した。その背景に、ホームレスを「経済政策の失敗が生んだ犠牲者」ととらえた社会意識があった。

1) 収容施設の設置

98（平成 10）年 10 月より一時的な収容施設（シェルター）を設置。収容規模が不足していることが判明すると、既存の社会福祉館や市民センターを半強制的に収容施設として開放させた（費用は国が負担）。これにより、98（平成 10）年末には収容人員を一挙に増やすことができた。

2) 自活支援プログラム

シェルターを応急的措置と位置づけ、収容後のホームレスを自立させるため、露天販売等を通じて貯金をさせ、借家の手元金をつくる「自活プログラム」を準備した。自活努力が認められた人に対しては、ソウル市が保証金を負担して「自活の家」に入居させる場合もある。

3) 現実的な生活保護制度

2000（平成 12）年、「国民基礎生活保障法」が制定された。これにより従来 65 歳から適用されていた生活保護法が改正され、年齢ではなく就労状態により生活保護を受けられるようになった。生計費の支援だけでなく失業扶助制度や住居費補助制度も導入され、より現実的な対応が可能になった。

4) 社会的背景：ホームレスを社会全体の問題として直視

従来ホームレスは治安維持・公序良俗の観点から取り締まるべき対象と考えられていた。しかし IMF 勧告以降、ホームレスは「国家政策の誤りが生んだ犠牲者」と考えられるようになり、ホームレスを、「倫理的に取り締まる対象」ではなく、「社会的に解決すべき問題」だとする意識の転換が行われた。キリスト教をはじめとする宗教的な思想基盤も、心のケアの組織だった運動につながった。加えて多数のホームレスが存在するという現実を前提とした、大胆で素早い施策が問題の早期解決を実現する結果となった。

5 . 大阪市の現状と問題点

大阪でホームレスが目立ち始めたのは平成 8 年頃から。大阪市のホームレス問題は、あいりん地区の労働問題と密接に関わっている。大阪市は平成 12 年より「自立支援センター」と「緊急一時避難所」を設置して対応してきたが、増えつづけるホームレスに「焼け石に水」の状態。平成 16 年 4 月に国の『基本方針』に基づき実施計画が策定されたが、問題の解決に向けてより実効ある支援策が必要とされている。

大阪でホームレスが目立ち始めたのは平成 8 年頃からで、あいりん地区を中心に野宿生活者が急増、やがて公園や河川敷など市内全域にひろがり問題が顕在化した。日本最大の日雇労働市場である「あいりん地区（釜ヶ崎）」経験者がホームレス全体の 6 割を占めるなど、大阪市のホームレス問題は、あいりん地区の労働問題と密接に関係している。

大阪市内のホームレスの数は、平成 15 年の調査で 6,603 人が確認されており、前回の調査結果 8,660 人と比べ減少したとされているが、調査方法に違いがあることから単純に減少したとは言い切れず、実際にはその 2 倍近くが存在するといわれている。

大阪市では平成 12 年以降、大淀(定員 100 名)、西成(80 名)、淀川(100 名)の 3ヶ所に自立支援センターを開設、巡回相談員(平成 15 年度より 29 名)が面談の上、自立支援センターへの入所を促進してきた。また、特定公園に起居するホームレス生活者の自立支援と公園利用の適正化の取り組みとして、長居公園(定員 250 名)、大阪城公園(300 名)、西成公園(200 名)にそれぞれ一時避難所、いわゆるシェルターを開所して合計 750 名を収容している(長居公園シェルターは平成 15 年 3 月に閉所)。

また就労支援がホームレスの自立には極めて重要であることから、自立支援センターでは、公共職業安定所から派遣されている職業相談員による職業相談・指導が行われている。さらに大阪府では、自立支援センターの入所者を対象に、公園や道路など大阪府の管理施設の除草・清掃作業に一定期間従事させ、就労意欲の助長を図る常用雇用促進事業を行っている。

しかしながら、増えつづけるホームレスにこれらの対策は「焼け石に水」の状態、公園や河川敷には依然多くのブルーテントが存在している。また支援センターに入居できたとしても就労できた人は退所者全体の約 4 割で、そのなかでも継続就労している人はごく僅かといわれている。このようなことから、現在行われている就労支援だけでは問題の解決を図るには不十分であり、大阪市には、より具体的で実効ある支援策が求められている。

6 . 提言

1 問題の正しい理解を！

ホームレス生活者に対して、一般的に「怠け者」「無気力」「自業自得」といったイメージが持たれることが多いが、こういった認識は誤りである。確かに調査でも全体の13%が「このままの生活が良い」と答えるなど、行政の支援に背を向けた人たちも存在するが、64.7%の人が廃品回収等なんらかの仕事をしており、いわゆる半福祉半就労を含めた就労による自立を希望する人は約60%にのぼっている。こういったホームレス生活者の多くは「普通の人」たちである。問題の解決のためには正しい理解が不可欠であり、学校や企業など教育を通じてその認識を促すべきである。

2 国は責任ある対応を！

ホームレス問題は、国民の新たな貧困問題であるとともに、セーフティーネット構築の問題である。これらに対する国の政治責任は極めて重い。2万5千人ものホームレスを放置しているのは日本だけであり、支援法の有効な運用のためにも、国は積極的に予算措置を講じるなど、政府全体として責任をもって取り組むべきである。

3 大阪市は実効のある支援対策を早急に！

大阪市有地に3,000人規模の保護施設を！

これまで、大阪市は「自立支援センター」や「緊急一時避難所」などを設置してホームレスの自立を支援してきたが、増え続けるホームレス生活者に既存の施設では対応しきれない状態にある。一方、新規施設の開発や民間アパートへの収容は周辺住民の反対から困難であるとされている。大阪市は、今後も住民の理解を求めるための一層の努力を続けるべきことはもちろんであるが、聞き取り調査にもあるように、ホームレス生活者には、今「住まいと電話」が緊急に必要とされている。問題の早期解決を図るためには新たな保護施設の確保が最優先されなければならない。そこでまず、大阪市の市有地に3,000人規模のプレハブ仮設住宅の建設を求めたい。施設は、入居者の最低限のプライバシーと生活空間が保てるような個室を備えた建物とする。第一期は、主要な河川敷及び公園に起居するホームレス約3,000人を対象に2年間の実施期間とし、その後、3~4年で残りの中小公園やその他の場所に住む人たちを対象とする。また入所者には健康・生活相談を行った上で、「就労自立できる人」、「半福祉半就労で自立できる人」、「生活保護の適用が必要な人」など各人の状況に応じた多様な支援を行うことによって問題の全面的な解決につなげたい。

公的就労の提供を！

ホームレス生活者の自立には就労が最も大切である。しかし、ホームレスの平均年齢が55.9歳と高齢であることや、多くの人々が特別の技能を有していないと推定されることから、公共安定所による職業相談の他、『基本方針』に示されるような都市雑業や内職といった軽作業を中心とした公的就労を提供する必要がある。このため、一日5時間、週2回を目途に、ホームレスの人の多くが最低限必要と考えている月3~5万円程度の収入を、1年から2年保証するような公的就労の提供を求めたい。このような事業を、市民とのふれあいの機会が多い市内の公共の場所で、道路や公園の清掃など大阪の美化運動と連携した形で展開すれば、ホームレス生活者の社会参加や社会貢献の意識を育むと共に、問題に対する市民の理解が深められる。

心のケアを！

ホームレス生活者の自立を支援するためには、心のケアが欠かせない。高齢で単身者の多いホームレスは、人とのふれあいが少なく、その孤独感から自立のための意欲を喪失したり、再ホームレス化するケースが多い。現在大阪府では、自立に成功した元ホームレスがピアワーカーとしてホームレスの相談・支援にあたる事業を実施しているが、ホームレスの人たちと同じ視点で気持ちを分かち合えるピアワーカーたちの存在は大きい。今後 NPO などを通じこのような事業を継続、拡大すればホームレス生活者の仕事の確保と心のケアの両方が可能になる。

問題の解決に数値目標を！

大阪市は具体案を開示するとともに、「5年後を目標にホームレスを半減させる」といった数値目標を設定するべきである。行政の積極的な取り組みを情報開示することによって始めて市民の理解と協力が得られる。

4 地域全体での取り組みを！

病気・貧困・孤独などさまざまな問題を抱えるホームレス生活者の自立のためには、行政の支援システムを補完するような地域全体での取り組みが必要である。そのためには、支援法にも「民間支援団体などとの連携」が強調されているように、健康・生活相談などきめの細かいサポートを提供する NPO の育成が急務である。現在すでに支援を行っている

NPO に暖かい目を向けるとともに、こうした NPO の活動を中心に、「自立したホームレスを再びホームレスに戻さない」、「新たなホームレスを作らない」など地域全体で問題の解決に取り組む必要がある。

5 経済界は仕事出しを！

国と地方が責任ある対応を行った上は、経済界も問題の解決に向けて協力すべきである。地域と行政とが一体となった支援システムが完成しても、自立後に仕事の機会がなければ、多くの人たちが再びホームレス化してしまうことは避けられない。この点、就労支援に対する経済界の役割は大きい。各社各人が内職や軽作業などの仕事出しをすることによって多くのホームレスの自立が促せ、また自立したホームレスの再ホームレス化を防ぐことができる。そのためには行政とNPOが一体となった「ホームレス仕事センター」のような組織の存在が不可欠である。小さな仕事出しが、大きな成果につながることに強く期待したい。

平成15・16年度 美しい大阪づくり委員会 活動状況

平成15年

- 6月20日 正副委員長会議
「本年度の活動方針（案）について」
- 9月11日 正副委員長会議
「今後の活動内容について」
- 11月4日 自立支援センターおおよど ヒアリング調査
「ホームレス問題の現状と今後の課題について」
自立支援センターおおよど 施設長 山本 憲一 氏
自立支援センターおおよど 主任 矢野 耕治 氏
- 12月5日 講演会・正副委員長会議
「大阪の治安回復のための方策～大阪府警の取り組み～」
ゲスト：大阪府警察本部 本部長 鎌原 俊二 氏

平成16年

- 1月30日 講演会・正副委員長会議
「ホームレス問題と経済政策」
ゲスト：大阪学院大学 企業情報学部教授 國定 浩一 氏
- 2月12日 講演会・正副委員長会議
「ホームレス問題と自立支援策～英国・韓国の事例を踏まえて」
ゲスト：大阪府立大学 社会福祉学部教授 中山 徹 氏
- 3月16日 正副委員長会議
「これまでのまとめと今後の方針について」
- 4月12日 大阪市との意見交換会
「大阪市のホームレス対策」
大阪市健康福祉局福祉援護担当部長 松山 繁樹 氏
大阪市健康福祉局ホームレス自立支援課長 坂本 環 氏
大阪市健康福祉局ホームレス自立支援事業担当課長 久保 誠造 氏
- 5月11日 正副委員長会議
「提言案の取りまとめに向けて」
- 6月7日 講演会
「ホームレスさんこんにちは」
ゲスト：女優 松島 トモ子 さん
- 6月29日 正副委員長会議
「本年度の活動方針および提言（案）の審議について」

7月27日	常任幹事会・幹事会にて提言（案）を報告、了承
-------	------------------------

7月30日	提言「大阪のホームレス問題に抜本的対策を」 ～ホームレスの自立と青テントの全廃を目指して～を記者発表
-------	-------------------------------------------------------

平成16年度 美しい大阪づくり委員会 正副委員長およびスタッフ名簿

委員長	帯野 久美子	インターアクト・ジャパン	代表取締役
副委員長	隈崎 守臣	コングレ	社長
	山原 一晃	竹中工務店	副社長
	喜多 俊之	アイ・ディ・ケイ・デザイン研究所	代表取締役
	須藤 元	日本航空インターナショナル	西日本地区支配人大阪支店長
	小橋 鴻三	清水建設	常務執行役員大阪支店長
	時永 周治	エヌ・ティ・ティマーケティングアクト関西	社長
	河内 厚郎	河内厚郎事務所	所長
	山本 一樹	フィンランド・ジャパン貿易	副社長
	土清水 縁	Brillante	社長
	北村 寅雄	エアテック・トーア	社長
	大西 準次	全日本空輸	執行役員大阪支店長
	山本 雅弘	毎日放送	社長
	水野 明人	ミズノ	副社長
	スタッフ	松井 真里子	インターアクト・ジャパン
山口 朋子		コングレ	管理本部次長
新和田 伸一		竹中工務店	社長室秘書担当
山田 正博		JALセールス	西日本支社顧客販売部マネージャー
山下 克章		清水建設	関西事業本部開発営業部課長
渡邊 優		エヌ・ティ・ティマーケティングアクト関西	経営企画担当課長
南 治郎		エアテック・トーア	安全課課長
廣田 至夫		全日本空輸	大阪支店販売計画部販売推進課
上田 修		毎日放送	取締役経営戦略室長
小西 宏昌		ミズノ	総合企画室次長
代表幹事スタッフ	種植 広幸	大丸	経営計画本部経営企画部担当部長
	窪井 悟	大丸	経営計画本部経営企画部担当課長
	神原 勝彦	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
	甲斐 憲明	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	野畑 健	関西経済同友会	企画調査部
	小谷 美貴	関西経済同友会	企画調査部